

令和5年6月26日

茨城県潮来保健所

保健医療計画(在宅医療)にかかる「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の選定について

厚生労働省より在宅医療の体制構築に係る指針(令和5年3月31日)が出され、「積極的な役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付けることが示されました。(参考資料2)

1. 【圏域の設定】 市町村単位(鹿行5市それぞれが圏域となる。)

2. 【積極的な役割を担う医療機関】の役割とは

- ①自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
- ②他の医療機関の支援
- ③医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援

○求められる事項

- ・夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における**診療の支援**を行うこと
- ・在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分に確保できるよう、**関係機関に働きかける**こと
- ・地域医療研修において、在宅医療の**現場での研修を受ける機会等の確保**に努めること
- ・災害時等にも**適切な医療提供するための計画の策定**及び**他の医療機関等の計画策定等の支援**を行うこと(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等にかかる計画を含む)
- ・療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の**負担軽減につながるサービスを適切に紹介**すること
- ・入院機能を有する医療機関においては、**患者の病状が急変した際の受入れ**を行うこと

3. 【在宅医療に必要な連携を担う拠点】

- ①市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業の取組と連携を図ること
- ②在宅医療・介護連携推進事業の実施主体や在宅医療における積極的役割を担う医療機関など

○求められる事項

- ・在宅医療に関する課題解決のための、**多職種による会議を定期的に開催**すること。
- ・退院時から看取りまで**関係機関との調整**を行うこと
- ・急変時の対応や24時間体制の構築など他職種による**情報共有の促進**を図ること
- ・多職種の関係者に必要な知識・技能に関する**研修の実施や情報の共有**を行うこと
- ・在宅医療に関する**地域住民への普及啓発**を実施すること